

徳島県指定希少野生物の指定候補種について



▶ ルイスハシミヨウ(昆虫類) 【徳島県 絶滅危惧ⅠB類】

- ・海浜性の種で、河口部などの砂浜に生息
- ・四国では本県の吉野川河口干潟と、沖洲人工海浜のみで生息確認
- ・国内生息地は5箇所
(徳島、広島、長崎、大分、鹿児島)

吉野川河口干潟 H29.7

「指定希少野生生物」について

- ▶ 「指定希少野生生物」とは、「**徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例**」第九条に基づき、希少野生生物のうち特に保護を図る必要があると認められるものを指定。(現在アカウミガメなど14種を指定)

指定希少野生生物指定までの流れ

- 提案
• 沖洲海浜楽しむ会から、指定希少野生生物指定等提案書の提出
• 条例10条第1項
H28.10月受付

- 意見
聴取
• 徳島県希少野生生物保護検討委員会からの意見聴取
• 条例10条第5項
H28.11～3月委員会

- 諮問
• 徳島県環境審議会に諮問
• 条例9条第2項
H29.10.31

- 審議会
• 徳島県環境審議会「自然環境部会」
• 条例9条第2項

- 告示
閲覧
• 「指定案の告示」→(異議)→「公聴会の開催」→「指定の告示」
• 条例9条第3～6項

- ▶ 「個体の捕獲等の禁止」 第十三、十四条
捕獲、採取、殺傷又は損傷の禁止。及び、条例に違反して捕獲等された個体等の所持、譲渡、譲受け、引渡し、取引の禁止。

- ▶ 【県内に住所を有する者等からの提案】 第十条
県内に住所を有する者及び県内に事業所を有する法人は、理由を付して前条第一項の指定希少野生生物の指定を提案することができます。

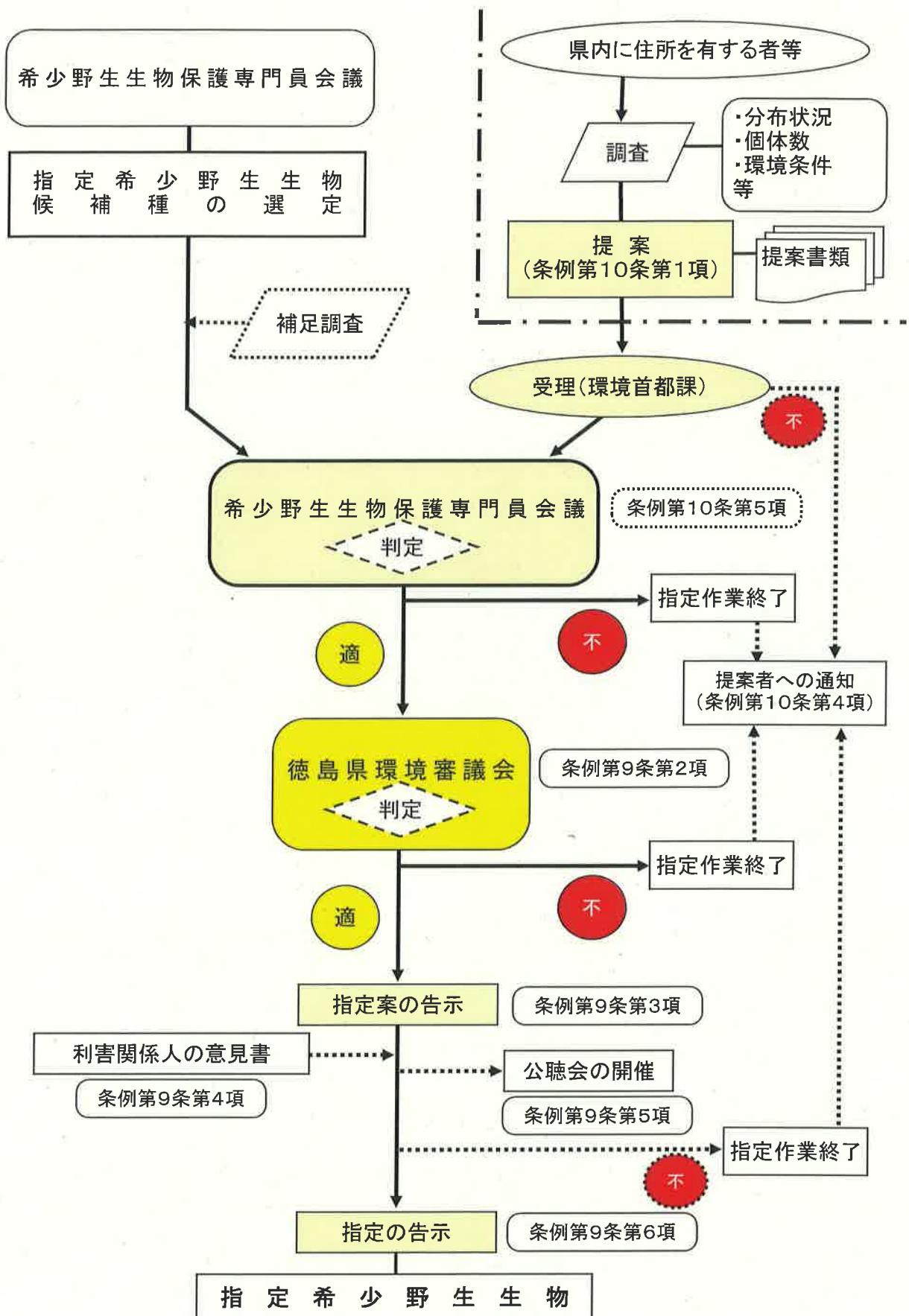
指定の理由について

- ▶ 「徳島県版レッドリスト」で、**絶滅危惧Ⅰ類**に属する希少野生生物である。
- ▶ 海浜の干潟にのみ生息する種であるため、海岸の護岸工事や埋め立てなどにより、全国的に生息域が激減し、現在生息が確認できるのは本県含め、日本で5箇所にまで減少。絶滅が危惧される種となっている。

- ▶ 官民が連携した生息地の保護回復活動が行われている。

指定希少野生生物に指定

指定希少野生生物の指定作業フロー図



様式第1号(第5条関係)

指定希少野生生物指定等提案書

2016年10月07日

徳島県知事 殿

郵便番号 771-0122

住 所 徳島県徳島市川内町鈴江西 38-2

提案者 氏 名 沖洲海浜楽しむ会

会長 上月 康則

電話番号

指定希少野生生物の指定（指定の解除）について、徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり提案します。

提 案 の 理 由	ルイスハンミョウは徳島県と他4県でしか分布が確認されておらず、環境省RDB、徳島県RLにおいて共に絶滅危惧IB類に指定されている海浜性甲虫である。徳島県の分布地が日本の東限であり希少性が高いことも提案理由の一つである。また、ネットオークションに掲載されており、コレクターに盗採捕されていると考えられ、今後さらに個体数が減少し、絶滅する恐れがあることも提案の理由である。
提案により指定(指定の解除)をしようとする種名	ルイスハンミョウ (<i>Cicindela lewisi</i>)
提案により指定(指定の解除)をしようとする区域	吉野川河口干潟及び沖洲海浜
提案により指定(指定の解除)をしようとする種の生息又は生育の状況	現在県内で確認されている生息場所は、吉野川河口干潟と沖洲海浜のみで限定されている。沖洲海浜は、開発による生息地消失に対する代償措置として作られた人工海浜であり、ルイスハンミョウの保護を目的とした整備がされている。また、管理責任者である徳島県と徳島大学、沖洲海浜楽しむ会が協働で保護活動を実施するしくみづくりを行っている。しかし、最近の調査から吉野川河口干潟が生息場所のメインであり、沖洲海浜はサテライト的関係にあるのではないかと推察できることから、保護活動について考慮する必要があると考えられる。

指定希少野生生物指定提案にかかる添付書類

提案種：ルイスハンミョウ (*Cicindela lewisi*)

●ルイスハンミョウとは

一分類学的位置

節足動物門 Phylum Arthropoda
昆虫綱 Class Insecta
甲虫目 Order Coleoptera
オサムシ上科 Caraboidea
ハンミョウ科 Family Cicindelidae

－希少種指定状況

- ・環境省版レッドデータブック
絶滅危惧 IB (EN) : 2013 年
- ・徳島県レッドリスト
絶滅危惧 IB 類 (EN) : 2014 年

－分布

	県名	希少種指定状況	備考
当団体が生息を確認	徳島県	絶滅危惧 IB 類 (EN)	吉野川河口干潟・沖洲
	広島県	絶滅危惧 II 類 : 2011 年	
	大分県	絶滅危惧 IB (EN) : 2011 年	
	長崎県	絶滅危惧 IA (CR) : 2011 年	
	鹿児島県	絶滅危惧 II 類 : 2014 年	
過去に確認された県	香川県	絶滅危惧 I 類 (CR+EN) ; 2004 年	佐柳島；当団体が 2013 年に調査したが確認できず
	愛媛県	絶滅 (EX) : 2014 年	
	高知県	絶滅 (EX) : 2001 年	
	大阪府	絶滅 (EX) : 2014 年	
	兵庫県	A ランク 「環境省絶滅危惧 I 類に相当」 : 2012 年	近年確認できず
	岡山県	絶滅 ; 2009 年	
	山口県	絶滅危惧 IB 類 : 2002 年	2000 年宇部市で確認
	福岡県	絶滅危惧 IA 類 : 2014 年	2001 年以前に行橋市と志賀島で確認

*徳島県は日本において分布の「東限」にあたる

徳島では、吉野川河口干潟がメインの生息場所で沖洲海浜はサテライト的生息場所である可能性がある。

一形態

成虫は体長 15~18mm。体色の地色は黒色、背面は微毛による銅色の半光沢をもつ。上翅の凹みと点刻部は緑~青色の半光沢。腹面側は光沢のある青緑~青紫色。上翅の斑紋は明瞭で3対。上唇は前縁中央部に明瞭な歯状突起を持つことで区別は容易。



2010.07.24 吉野川河口干潟にて撮影 (♂)

一生態

海浜性で河口部の干潟や砂浜に生息。4月~10月に成虫が確認され、4月下旬~5月、7月下旬~8月に交尾・産卵がみられる。産卵後10日程度で幼虫は孵化し、1齢~3齢を経て蛹となり、約1ヶ月後羽化する。

成虫、幼虫ともに肉食で大顎を使って獲物をとらえ摂食する。成虫は、浜辺に生育するハマトビムシや稚ガニなどを捕食する。幼虫は砂質~砂泥質地に穴を掘り、頭部をふたのようにして待機し、近くを通るハマトビムシなどの動物を捕獲し、穴に引きずり込んで食べる。

成虫は短距離の飛翔をくり返して移動し、歩行もよくする。風にのってかなり長距離を飛翔することも確認されている。

一保護対策

・幼虫の保護：幼虫の巣穴は大潮の満潮線の前後に位置し、海浜を散歩する人や会場などで訪れる人が歩く標高に位置する。そこで、沖洲海浜では幼虫の生息エリアをロープで囲うことで保護対策をとっている。

・成虫の保護：ネットオークションに掲載されており、コレクターに盗採捕されていると考えられる。実際、沖洲海浜において当団体会員が採集に来た人と出会っている。沖洲海浜はルイスハンミョウが生息することを公表することで保護する方法をとっていることから、心ないコレクターに採集される可能性は否定できず、規制が必要である。

沖洲海浜楽しむ会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 当会は、沖洲海浜楽しむ会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当会は、主たる事務所を徳島県徳島市川内町鈴江西 38-2 に置く。

2 当会は、総会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 当会は、沖洲海岸に創出された人工海浜（以下「沖洲海浜」という。）生態系の保全活動と沖洲海浜の利活用を通じた地域活性化を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 当会は、上述の目的を達成するために、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 沖洲海浜における観察会等イベントの開催に関すること
- (2) 環境学習プログラムの提供及び支援に関すること
- (3) 沖洲海浜のルイスハンミョウを取り巻く生態系の調査及び研究に関すること
- (4) 沖洲海浜の環境保全に関連するシンポジウム・フォーラム等の開催に関すること
- (5) 他の主体で行われている環境保全活動との連携や支援に関すること
- (6) その他当会の目的を達成するために必要な協議及び調整に関すること

(公告)

第5条 当会の公告は、電子公告により行う。

第2章 会 員

(種別)

第6条 当会の会員は、次の4種とする。

- (1) 正会員 当会の目的に賛同し、運営を積極的に担おうとして入会した18歳以上の個人で、社会人会員と学生会員の2種とする
- (2) ユース会員 当会の目的に賛同し、活動に積極的に参加しようとして入会した18歳未満の個人
- (3) 貢助会員 当会の目的に賛同し、それを支援しようとして入会した個人及び団体

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない

(入会)

第8条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員となるには、当会所定の様式による申し込みをしなければならない。

(責務)

第9条 会員は、それぞれの役割に応じて会の行う事業に積極的に参加するとともに、自ら沖洲海浜の環境保全に向けた取り組みに努めるものとする。

(会員の資格喪失及び除名)

第10条 会員が次の(1)に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 青年被後見人または被補佐人となったとき
- (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
- (4) 団体が解散した時
- (5) この規約に違反したとき
- (6) 会の参加について適切でないと認められる者については会の過半数の賛成を経て除名させることができる
- (7) 継続して2年以上会費を滞納したとき

(退会)

第11条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

第3章 会員総会

(開催及び招集)

第12条 当会の会員総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は、毎年1回会計年度終了後2カ月以内に会長が招集しこれを開催する。また、臨時総会は必要に応じて開催する。

(構成)

第13条 総会は正会員をもって構成する。

- 2 会長は総会の議長を総理する。
- 3 ユース会員及び賛助会員は、総会に出席し、発言することができる。
- 4 会長は必要があると認める場合には、総会に会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(定足数)

第14条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決事項)

第15条 総会は以下の事項について議決する

- (1) 規約の変更に関すること
- (2) 解散に関すること
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更に関すること
- (4) 事業報告および収支決算に関すること
- (5) 役員の選任または解任に関すること
- (6) 事務局の組織及び運営に関すること

(7) その他運営において議決を要する手続きに関すること

(議決)

第16条 総会における議決権は正会員が各1個とし、総会の議事は出席した会員の過半数を持って成立する。ただし可否同数のときは議長が決する。

(書面議決および委任)

第17条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員はあらかじめ通知された会議に付議すべき事項について書面をもって議決するか、または代理人に議決を委任することができる。

第4章 役員

(種別及び定数)

第18条 当会に次の役員を置く。

(1) 会長1名

(2) 監事1名

(選出)

第19条 会長及び監事は、総会において選任する。

2 監事は会長を兼ねることができない

(職務)

第20条 会長は、当会を代表し、その業務を総理する。

2 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 当会の財産の状況を監査すること

(2) 当会の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること

(3) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること

(任期)

第21条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解任)

第22条 役員が次の二に該当する場合には、総会の議決によりこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

第6章 会計

(会計)

第23条 会の経費については、原則として会費をもってこれにあてる。ただし、事業の際に補助金、助成金、寄付金及びその他の収入が得られる場合にはこれを充てるものとする。

2 上記の収入については、必要に応じ、会計規則を定めて執行する。

(会計年度)

第24条 会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

第7章 補 則

(最初の事業年度)

第25条 当会の最初の事業年度は、平成22年4月21日から平成23年3月31日までとする。

(施行)

第26条 この規約に規定することのほか、会の運営、その他規約の施行に関して必要な事項は総会の議決をへて会長が別にこれを定める。

(改正)

第27条 この規約は、会員の発議により、総会の議決を経て改正することができる。

(設立時の正会員の氏名又は名称及び住所)

第28条 当会の設立時の会員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

会長

住 所 徳島県徳島市八万町下福方 128-5

氏 名 上月 康則

監事

住 所 徳島県徳島市新浜本町1丁目 8-33

氏 名 披田 積

住 所 徳島県徳島市佐古7番町 1-26-7

氏 名 大塚 弘之

住 所 徳島県阿南市津乃峰町中分 75-1-205

氏 名 渡辺 雅子

住 所 徳島県徳島市西新浜町 1-5-38-1020

氏 名 大田 直友

住 所 徳島県小松島市小松島町今開 20-19

氏名 萬宮 龍典

住所 徳島県徳島市八万町内浜 43-5 アムールハザカ C-102
氏名 岡田 直也

住所 広島県東広島市西条西本町 7-29-101
氏名 三好 順也

住所 徳島県徳島市城東町2丁目 1-40 アルファステイツ城東 805号
氏名 岸村 慶作

住所 徳島県阿南市津乃峰町中分 75-1-205
氏名 河井 崇

住所 徳島県阿波市阿波町川久保 71-7
氏名 林 太郎

住所 徳島県鳴門市大麻町板東字大林 50-1
氏名 斎藤 梓

住所 徳島県徳島市中昭和町 3-8-4
氏名 野上 文子

住所 徳島県徳島市城東町 1-2-50-406
氏名 松重 摩耶

住所 徳島県徳島市南常三島町 3-38-B-102
氏名 前田 真里

第29条 (会費)

当会の会費は次のしくみとする
年会費 正会員 社会人会員 金額は毎年総会で決定する
学生会員 金額は社会人会員の半額とする
ユース会員、賛助会員 0円

附 則 この規約は平成22年4月21日から施行する。

附 則 この規約は平成25年4月29日から施行する。

附 則 この規約は平成26年5月27日から施行する。

沖洲海浜楽しむ会 平成28年度会員名簿

名前	所属	役
上月康則	徳島大学	会長
披田毅	徳島県庁	監事
渡辺雅子	阿南工業高等専門学校	事務局
大塚弘之	徳島県庁	
岡田直也	ニタコンサルタント株式会社	
玉井勇佑	ニタコンサルタント株式会社	
三好順也	地域資源研究センター	
石山敬造	徳島市役所	
福田剛士	株式会社建設マネジメント四国	
岩雲貴俊	株式会社フジタ建設コンサルタント	
日野幸二	徳島県庁	
永峰和佳	徳島県庁	
松島輝将	徳島大学(学生)	
西上広貴	徳島大学(学生)	
土井茂樹	徳島県庁	
前田真里	徳島市役所	
大田直友	阿南工業高等専門学校	
河井崇	東京久栄	
野上文子	ニタコンサルタント株式会社	
河井開	津乃峰小学校(児童)	